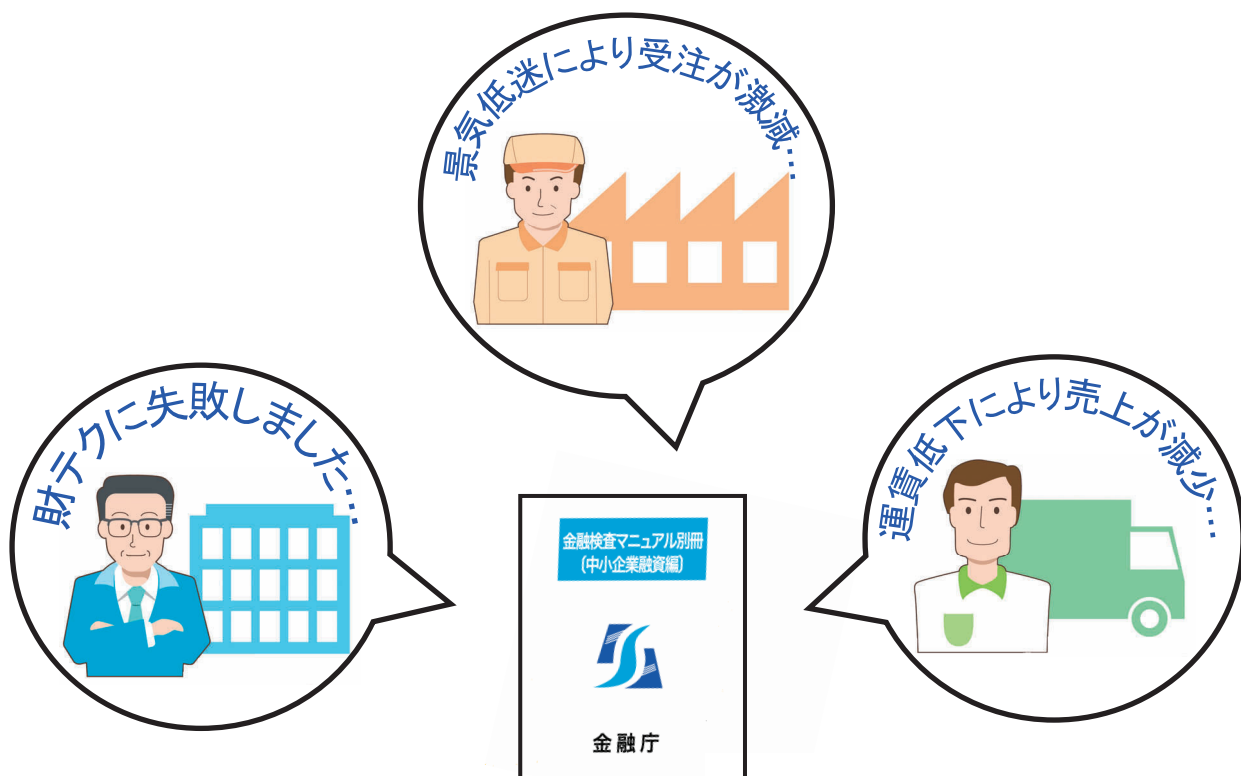


知ってナットク！

中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識

〔事例集〕



金融検査マニュアル別冊
〔中小企業融資編〕の事例を
分かりやすく解説します！



検査官 金融検太郎

事例目次

事例1	「企業の実態的な財務内容について」…………… 1 (知ってナットクP8 POINT 2 再掲)
事例2	「多額の代表者報酬で赤字になっていることについて」…………… 2
事例3	「代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」…………… 3
事例4	「代表者の長男の支援について」…………… 4
事例5	「技術力について」…………… 5
事例6	「技術力に関する企業との取引状況や金融機関の評価について」…………… 6
事例7	「販売力について」…………… 7 (知ってナットクP9 POINT 3 再掲)
事例8	「商品実績や新規販売経路の開拓について」…………… 8
事例9	「代表者等個人の信用力や経営資質について」…………… 9 (知ってナットクP10 POINT 4 再掲)
事例10	「業種の特性について」…………… 10
事例11	「収支計画の具体性及び実現可能性について」…………… 11
事例12	「経営改善状況と今後の見通しについて」…………… 12
事例13	「経営改善に向けた取組みについて(1)」…………… 13 (知ってナットクP11 POINT 5 再掲)
事例14	「外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について」… 14
事例15	「本業の収益力について」…………… 15
事例16	「貸出条件及びその履行状況について(1)」…………… 16
事例17	「貸出条件及びその履行状況について(2)」…………… 17
事例18	「貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合の取扱いについて(1)」… 18
事例19	「正常運転資金を供給する場合の融資形態及び正常運転資金の範囲について」・19 (知ってナットクP16 トピック3 再掲)
事例20	「貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合の取扱いについて(2)」… 20
事例21	「貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合の取扱いについて(3)」… 21
事例22	「貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合の取扱いについて(4)」… 22
事例23	「経営改善に向けた取組みについて(2)」…………… 23
事例24	「一時的かつ外部的な影響により赤字や債務超過となった企業の判断について」 …………… 24 (知ってナットクP7 POINT 1 再掲)

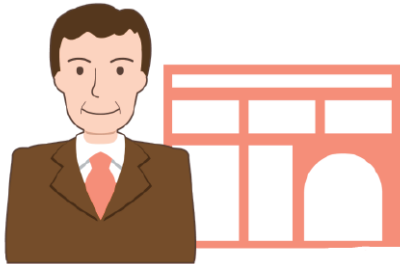
業種別索引

- 小売業……………事例1、事例19、事例22
- 食料品小売業……………事例4、事例8、事例21
- 製造業……………事例5、事例6、事例7、事例20
- 食料品製造業……………事例24
- 運送業……………事例9、事例12
- 宿泊業……………事例10、事例14、事例23
- 飲食業……………事例11、事例13
- 不動産業……………事例3、事例17
- 建設業……………事例15、事例16、事例18
- 広告制作業……………事例2

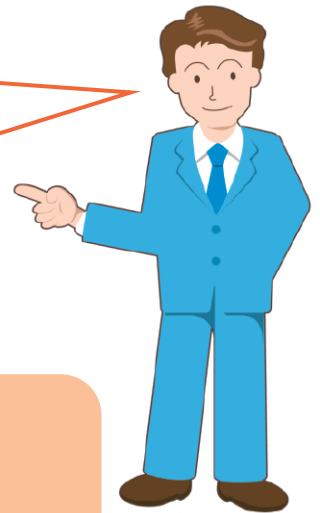
POINT 1

経営者と企業を一体として判断します

代表者等からの借入金については、これを企業の負債ではなく、自己資本とみなすことができます（知ってナットクP8参照）。



代表者等が企業を支援する意思がある場合には、代表者等の預金や不動産等の財産も、企業の返済能力に加えて判断を行います！



事例 1

事例：家電販売業者A社（借入残高3千万円）

概況：店周先の商店街で家電販売業を営んでいる。

- ☹️ 近隣地区に大型量販店が進出した影響を受け、売上は徐々に減少し、ピーク時の2/3になっている。
- ☹️ 2期連続赤字を計上し、前期に債務超過となっている。
- ☹️ 連続赤字で債務超過の状況にあるため、返済財源を捻出できない。
- 😊 代表者が返済資金を定期的にA社に貸し付けることにより返済しており、延滞も発生していない。
- 😊 最近、同業他社との連携やアフターサービスに力を入れており、その効果から赤字は解消傾向にある。

※ 別冊事例1



評価

- 😊 代表者からの借入金をA社の自己資本とみなせば、債務超過ではない。
 - 😊 債務の返済につき延滞が発生していない。
- 以上のことから、経営者と一体とみれば特段の問題のない貸出先と評価されます。

POINT 2

経営者と企業を一体として判断します

経営者への報酬や家賃の支払等により赤字になっている一方で、借入金の返済資金を代表者等が出している場合もあるので、企業だけを見て機械的に返済能力がないと判断せず、赤字の原因や返済財源等の実態把握を行います(知ってナットクP8参照)。

代表者からの借入金
は資本とみなすことが
できます。



事例 2

事例: 広告代理業者B社(借入残高1億円)

概況: 地元スーパー等を主な顧客とした広告代理業者。

- ☹️ 景気低迷等の影響から売上は横ばい。2期連続赤字を計上し、繰越欠損金(3千万円)を抱えている。
- ☹️ 赤字は、多額の代表者報酬等を計上していることが原因。
- 😊 C信用金庫は、代表者報酬の削減について強く指導することとしている。
- 😊 代表者が返済資金をB社に貸し付けており、現在まで延滞や条件変更の発生はない。

※ 別冊事例2



評価

- ☹️ B社は2期連続赤字を計上し、繰越欠損金を抱えている。
 - 😊 赤字の原因が多額の代表者報酬等にあることが確認できる一方、返済が代表者個人の資産から賄われており、今後とも返済が正常に行われていく可能性が高い。
- 以上のことから、特段の問題のない貸出先と評価されます。

POINT 3

経営者と企業を一体として判断します

代表者等が企業を支援する意思がある場合には、代表者等の預金や不動産等の財産も、企業の返済能力に加えて判断を行います(知ってナットクP8参照)。

代表者等に支援意思があれば、保証人になっていなくても構いません！



事例 3

事例：不動産業者D社(借入残高1億8千万円)

概況：不動産仲介、賃貸及び戸建分譲の3分野を手掛けている不動産業者。

- ☹️ 景気低迷による仲介物件や戸建分譲の減少から、売上は下落傾向にあり、每期赤字を計上している。
- ☹️ 過去の分譲計画の失敗により塩漬けとなっている土地が多額の含み損を抱え、実質債務超過となっている。
- 😊 E信用金庫の融資は分譲計画資金で、代表者が個人預金から返済を行っている。
- 😊 代表者は、土地等の不動産及び家族預金等を実質債務超過額よりも多く保有し、これらの私財を提供する覚悟がある。

※ 別冊事例3



評価

- ☹️ D社は、借入金を長期間にわたって実質延滞している状態にある。
 - ☹️ 実質債務超過状態にある。
 - 😊 代表者が企業の実質債務超過相当額を上回る個人資産を保有し、当該資産を提供する意思も確認されている(現に個人資産から返済を行っている)。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

POINT 4

経営者と企業を一体として判断します

代表者の家族等の支援者が企業を支援する意思があり、支援する資力がある場合には、企業の返済能力に加えて判断を行います（知ってナットクP8参照）。

代表者と支援者との関係、親密度合等を確認する必要があります！



事例 4

事例：パン製造販売業者 F社（借入残高2千万円）

概況：代表者夫婦で経営するパン屋で、退職金を基に自宅の一部を店舗に改造している。

- ☹️ 開業後約2年は黒字で推移したが、その後急速に顧客が減り、現在は近所の固定客に限られ、大幅な赤字経営となっている。
- ☹️ 開業資金（元利20万円／月の返済）の返済は昨年初より滞りがちになり、最近では3か月遅れて入金された。
- 😊 G信用組合は、代表者から返済条件緩和の申出を受けたが、その際、代表者の長男が遅延金を一括して支払い、さらに、その後の返済や最終の回収に問題が生じた場合には、長男自身が支払う旨の申出を受けたことから、返済額の軽減（元利10万円／月、最終期日に残額一括返済）に応じている。
- 😊 長男は35歳の会社員で、年収は9百万円程度である（なお、債務者の保証人となっていない）。

※ 別冊事例4



評価

- ☹️ F社は売上の減少が続き、業況が低調に推移し、返済遅延、条件変更に至っている。
 - 😊 代表者の長男からの支援があり、支援を行う資力（長男自身の個人収支、借入金等の状況等を勘案）がある。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高い貸出先と評価されます（問題ないとまではいえず、注意は必要です）。

POINT 5

技術力のある中小企業を高く評価します
企業が有する特許権、実用新案権等の知的財産権を背景とした新規受注契約の状況や見込みを評価します(知ってナットクP9参照)。



将来性を評価するポイントとしての技術力を見逃してはいけません！



事例 5

事例:金型製造業者H社(借入残高1億円)

概況:代表者以下5名で家電メーカー向けのプラスチック用金型を受注生産している金型製造業者。

- ☹️ 景気低迷による需要の低下等から受注が激減、売上減少に歯止めがかからず、毎期赤字が続き債務超過に陥っている。
- ☹️ 設備投資資金について、条件変更による元本返済猶予がなされている。
- 😊 代表者及び従業員4名のうち2名は、業界でも評判の腕前を持つ金型職人であり、今まで取得した特許権及び実用新案権があることなどから、今後も家電メーカーからの受注がある程度確実に見込まれる。

※ 別冊事例5



評価

- ☹️ H社は連続して赤字を計上し、債務超過に陥っている。
- ☹️ 債務者の持つ高い技術力によって、今後もメーカー等からの受注が確実に見込まれる。

以上のことから、今後の業績改善が具体的に予想できるのであれば、これらを考慮して、経営破綻に陥る可能性は高い貸出先と評価されます(問題ないとはみえず、注意は必要です)。なお、本事例は、条件変更を行っていますが、具体的な業績改善が見込まれるため、不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

POINT 6

技術力のある中小企業を高く評価します

金融機関の企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく技術力についての評価を尊重します。また、商品の評判等を示すマスコミ記事等も評価します(知ってナットクP9参照)。

技術力のある企業の将来性に期待し、現段階での決算等の数値のみにとらわれない柔軟な評価を行います！



事例 6

事例: 繊維会社I社(借入残高2億5千万円)

概況: 地元の本社を置く特殊な技術を有する繊維会社。

- 😊 I社は特殊な編物技術を有している。
- 😞 中国からの安価な繊維商品の大量輸入により、近年、赤字の状況が続き、債務超過となっている。
- 😊 特殊な技術の繊維以外の商品への応用についても、地元の大手製紙会社との間で、共同で研究開発を行うなど、技術力は高く評価されており、2年後に製品の製造も可能と業界誌にも紹介されている。
- 😊 J信用金庫は、商品化が見込まれるとの判断のもと、継続的にI社を支援する方針。
- 😊 J信用金庫は、継続的な企業訪問や経営相談を通じて、頻繁にI社と接触しており、I社の技術力についての評価・分析を行っている。

※ 別冊事例6



評価

- 😞 I社は業況不振により連続して赤字を計上し、債務超過に陥っている。
 - 😊 I社の技術力についてJ信用金庫は十分把握しており、商品化後には収益改善が十分見込まれる。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高い貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

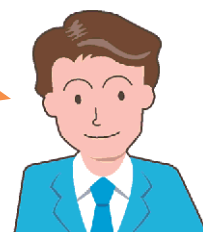
POINT 7

販売力のある中小企業を高く評価します

- ・新商品・サービスの開発や販売の状況を踏まえた今後の事業計画書等を評価します(知ってナットクP9参照)。
- ・取扱商品・サービスの業界内での評判等を評価します。



金融機関の企業訪問や
経営指導等を通じて収
集した情報に基づく評
価を尊重します！



事例 7

事例：タオル製造販売業者K社(借入残高2億6千万円)

概況：地元有名デパートから小売店に至るまで主にタオル製品の製造・卸をしている。

- ☹️ 海外からの安価な製品の流入などによる取引先からの納入単価切下げ要請に耐え切れず、このため、売上高は大幅に減少。3期連続赤字を計上し、前々期より債務超過に転落している。
- 😊 返済条件の緩和から延滞は発生していない。
- ☹️ K社は、人員削減などによるコストダウンに努めているものの、主力商品の売上減少の影響が大きく、その効果はなかなか現れていない。
- 😊 前期末に開発した試作商品が関係者間で好評であったことから、従来の販売ルートに向けて拡販の準備をしている。

※ 別冊事例7



評価

- ☹️ K社の業況は非常に厳しい状況にある。
 - 😊 新製品による今後の収益改善が期待できる。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。
なお、本事例は、条件変更を行っていますが、具体的な業績改善が見込まれるため、不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

POINT 8

販売力のある中小企業を高く評価します

- ・販売先や仕入先の状況や評価、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性を評価します(知ってナットクP9参照)。
- ・金融機関の企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく販売力についての評価を尊重します。

企業の販売力などを重視します！



事例 8

事例：漬物店L店(借入残高2億5千万円)

概況：地域では有名な老舗の漬物店であり、長年培った信用力と商品の評判が良いことから、10年前に駅前の百貨店への出店、また、自宅兼店舗の改装(7千万円)を行うなど、事業の拡大を図った。

- ☹️ 3年前に保証した同業者の倒産により保証債務を履行したため、大幅な債務超過に陥った。
- ☹️ 好調であった百貨店販売についても、百貨店倒産により閉鎖を余儀なくされ、売上も減少し3期連続赤字を計上している。
- 😊 商品が贈答品として好評で、百貨店での販売実績も高く、また全国各地からの問い合わせも多いことから、M信用金庫はL店の事業再生は可能と判断し、支援を実施していく方針を固めた。
- 😊 今後の販売経路について検討し、インターネットを使った通信販売を開始したところ、徐々にではあるが売上も増加してきており、今期には黒字の計上も見込まれる状況。

※ 別冊事例8



評価

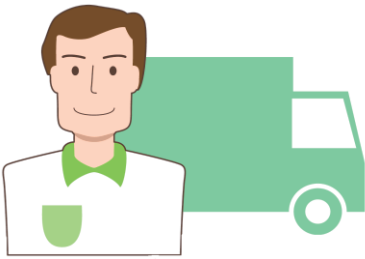
- ☹️ L社は3期連続赤字を計上し、大幅な債務超過に陥っている。
- 😊 味には定評があり、通信販売を利用した低コストでの拡販により、今後、全国からの受注が増加することによって業況改善が見込まれる。

以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

POINT 9

努力する経営者を高く評価します

- ・経営者がしっかりしている企業の将来性に期待し、現段階での決算等の数値のみにとらわれない柔軟な評価を行います。
- ・経営者の経営改善に対する取組み姿勢や後継者の存在などを評価します。(知ってナットクP10参照)



金融機関の企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく評価を尊重します！



事例 9

事例：トラック運送業者N社(借入残高8百万円)

概況：県内を事業区域とし、地場企業の製品配送が売上の大部分を占める家族経営のトラック運送業者で、代表者(55歳)とその妻(55歳)、及び長男(30歳)が従事している。

- ☹️ 昨年より、代表者の健康状態が思わしくなく、業務に携わる時間が限られたため、ピーク時に比べ大幅な減収・減益となっている。
- ☹️ 返済は半年前より1～2カ月分滞りがちになっている。事務所・車庫兼自宅の他に見るべき資産はない。
- 😊 丁寧な仕事ぶりが買われ、一定の売上、利益を確保してきた。
- 😊 代表者の業務復帰への意思は強く、健康状態も回復に向かっている。また、代表者の長男も後継者として事業に励み、業況改善に努めたいとしている。

※ 別冊事例9



評価

- ☹️ N社の業況が未だ不安定で、返済にも延滞が生じている。
 - 😊 代表者の業務復帰への強い意欲がある。
 - 😊 長男も当該事業に従事し、後継の意思もある。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

POINT 10

業種の特徴を勘案します

- ・一般的に、旅館業は、多額の設備資金を必要とし、これら投資資金の回収に長期間を要する特性があり、これらを踏まえた上で、評価します。
- ・特に減価償却を定率法で行う場合、初期は、減価償却の負担が大きいため赤字や債務超過に陥りやすいという特徴があります(時間が経つにつれ負担が減少します)。

減価償却の方法によって利益の状況は大きく異なるため、現段階での決算等の数値のみでは企業の評価はできません。また、債務償還年数が長期間になることも併せて勘案します。



事例 10

事例：温泉旅館〇館(借入残高4億円)

概況：地元温泉街の中規模旅館。

- ☹️ 5年前に宿泊客の落ち込み挽回策として、別館をリニューアルしたが、売上は当初計画比8割程度と伸び悩んでいる。多額な減価償却負担(定率法)や金利負担から毎期赤字を計上し、債務超過に陥っている。
- 😊 定率法を採用しているため、今後、減価償却負担の減少が期待できる。
- 😊 P銀行は、運転資金のほか、別館改築資金(2億5千万円、20年返済)を融資している。なお、改築資金については、現状正常に返済が行われている。
- 😊 代表者は、新たな旅行代理店の開発及びタイアップにより、宿泊客数の増加を図るとともに、人件費等の経費削減にも取り組み、収益の改善に努めたいとしている。

※ 減価償却には定率法と定額法があります。

- ・定率法・・・毎年、期首の未償却残高に対して一定率をかけて減価償却費を算出する方法。償却期間の当初は、負担が大きくなる特徴がある。
- ・定額法・・・毎年、一定額を償却する方法。毎年の減価償却費を一定にできるという特徴がある。

※ 金利負担・・・設備投資(元本)の額が大きいほど、初期の金利負担は大きくなります。

※ 別冊事例10



評価

- ☹️ 〇館は売上の低迷により、毎期赤字を計上し、債務超過に陥っている。
 - 😊 多額の設備資金に関して、今後、減価償却及び金利負担の減少が期待できる。
 - 😊 収益改善を図っており、今後の経営改善が見込まれる。
- 以上のことから、今後も定期的な返済が可能であるならば、特段の問題のない貸出先と評価されます。

POINT 11

経営改善に向けた取組みを高く評価します

- ・中小企業においては、大部で精緻な経営改善計画が策定できなくても、今後の経営改善が見通せる収支計画があれば、それに基づいて評価します。
- ・経営改善計画(収支計画)を策定し、進捗状況が概ね計画どおりの場合、取組みを高く評価します。

売上高等及び収益が計画比の概ね8割に満たない場合でなければ、計画どおり進捗していると認められます！



事例 11

事例: ラーメン屋Q軒(借入残高5千万円)

概況: 県内に3店舗を有するラーメン屋。

- ☹️ 過去、いずれの店舗も立地条件が良く業況も順調であったが、4年前に、各店舗に競合店が相次ぎ出店し、業績が急速に悪化、連続赤字を計上し、2年前から債務超過に陥っている。
- 😊 R信用金庫は、Q軒から返済条件の緩和(元本返済猶予)の申出を受け、これに応じた。その際、店主から店舗改装、新メニュー追加等による黒字化を織り込んだ収支計画を提出された(3年後から長期間で返済開始予定)。
- 😊 計画開始から1年近くが経過、業績は計画比8割以上の実績で推移し、赤字幅は縮小傾向にある。
- ☹️ 依然として債務超過は多額であり、法人預金の取り崩し、経費削減等により資金繰りをつけている。

※ 別冊事例11



評価

- ☹️ Q軒は4期連続赤字を計上し、大幅な債務超過に陥っている。
 - 😊 収支計画は大部で精緻ではないが、経営改善に努め、業況の改善が概ね計画に沿って進捗していると認められる。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。
- なお、本事例は、条件変更を行っていますが、収支計画を策定し進捗状況が概ね良好であるため、不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

POINT 12

経営改善に向けた取組みを高く評価します

経営改善計画を策定していない場合でも、今後の経営改善が見通せるのであれば、計画がある場合と同じように取り扱います(知ってナットクP11参照)。



運送業は、車両、倉庫等の設備投資が多いため、減価償却の方法や借入金の金利負担の状況等によっては、投資直後は赤字になりやすいという特徴があります。



事例 12

事例:トラック運送業者S社(借入残高3億3千万円)

概況:地元を事業区域としており、事業区域の拡大、営業所の設置等の業容拡大に努めてきた。

- ☹️ 景気低迷による貨物輸送量の減少、また、参入基準、運賃規制等の規制緩和による競争の激化等で売上は減少傾向、利益率も低下。
- ☹️ 積極的に行ってきた設備投資の金利負担が重くなり、3期連続で赤字を計上。実質債務超過状態に陥っている。
- 😊 T銀行は、S社の今後の輸送販路の拡大等売上増加に向けての更なる営業努力、個人資産売却による経費抑制等に向けての方針、事業計画について検討し、3年間元本返済を猶予すれば、その後の返済も可能と判断し、3年前から元本返済猶予の条件変更を行っている。
- 😊 今期の決算見込では、売上は微増ながら、経費抑制の効果もあり赤字幅は縮小する見通し。来期には黒字を計上し、返済も見込まれる。

※ 別冊事例12



評価

- ☹️ S社は3期連続赤字を計上し、実質債務超過である。
 - 😊 元本返済猶予の条件変更を行ったことにより、今後も返済が可能である。
 - 😊 経営改善に向けた取組みが進んでおり、今後も経営改善が見込まれる。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとははいえず、注意は必要です)。
なお、本事例は、条件変更を行っていますが、経営改善の進捗状況が概ね良好であるため、不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

POINT 13

経営改善に向けた取組みを高く評価します

経営改善計画を下回る場合であっても、計画を下回った要因（外部要因による一時的影響など）や今後の経営改善の見通しを加味して、経営改善計画の達成状況を評価します（知ってナットクP11参照）。



企業の実態を踏まえて金融機関が作成・分析した経営改善のための資料についても、活用します！



事例 13

事例：飲食店U店（借入残高2億3千万円）

概況：市内に1店舗を有する飲食店（仕出弁当を含む）。

- ☹️ 連続して赤字を計上し、債務超過に陥っている。
- ☹️ 前々期の売上は計画の1/2、また利益についても黒字化できず、小額の赤字になっている。
- ☹️ U店は、店舗の駐車場が手狭なことなどから近年売上が減少し、債務の返済が難しくなった。このため、V信用金庫に返済条件の緩和（3年間の元本返済猶予）を申し出た。
- 😊 V信用金庫はU店に今後の経営改善計画の提出を求め、U店の代表者は、不採算部門である飲食業からの撤退と仕出弁当への特化による黒字化を折り込んだ経営改善計画を提出した。
- 😊 前期には、V信用金庫とU店が売上の未達成原因を分析し、その原因の解消に努めた結果、売上・利益ともに、計画比で7割程度の達成状況となっている。

※ 別冊事例13



評価

- ☹️ 前々期に作成した経営改善計画の達成は困難であり、更なる返済期間の延長が必要。
- 😊 今後の事業展開は明確で、返済を再開するなど経営改善への取組みが進行。以上のことから、経営改善計画の取組みが進行しているので、経営破綻に陥る可能性は高い貸出先と評価されます（問題ないとはとはいえ、注意は必要です）。なお、本事例については、条件変更を行っていますが、経営改善計画が策定されているので、不良債権にはなりません（リーフレット「中小企業の皆様へ」参照）。

POINT 14

経営改善に向けた取組みを高く評価します

経営改善計画の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、計画どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います(知ってナットク P11参照)。

経営改善計画を下回った要因が、景気等の外部要因による一時的な影響であり、今後、解消するならば問題ありません！



事例 14

事例: ロッジ経営者Wさん(借入残高8千万円)

概況: スキー場の周辺でスキー客を主な顧客とするロッジを経営している。

- ☹️ ロッジの老朽化等から宿泊客が減少したことにより、連続して赤字を計上し、債務超過状況に陥った。
- 😊 Wさんは、ロッジの増改築や新たな顧客獲得のための宣伝活動等により、5年後に黒字化するとともに債務超過を解消することを織り込んだ収支計画を策定、提出した。X信用組合は収支計画を検討し、条件変更(元本返済猶予)に応じた。
- 😊 計画を策定後、1、2年目は売上・実績とも計画比9割程度達成した。
- ☹️ 3年目の今期、暖冬に加えスキー場の人工降雪機の故障も重なりほとんど営業できず、売上高は計画比3割程度しか達成できず、返済キャッシュフローはほとんどない状態である。
- 😊 来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入する予定。

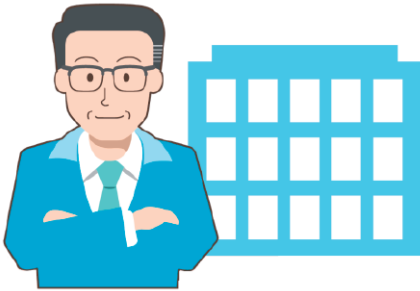
※ 別冊事例14

評価

- 😊 計画策定後、1、2年目は売上・収益とも計画比9割程度の実績で推移するなど、計画の実現可能性が高い。
 - ☹️ 今期は、暖冬及び人工降雪機の故障から計画比3割程度の大幅未達となった。
 - 😊 来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入し、暖冬の際にも対応できることから、来期以降は、計画比8割以上の達成が見込まれる。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとはまではいえず、注意は必要です)。
- なお、本事例は、条件変更を行っており、経営改善計画の進捗状況が遅れていますが、原因を分析した結果、今後の経営改善が見通せるので不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

POINT 15

経営改善に向けた取組みを高く評価します
企業の今後の再建可能性を判断する際には、本業の収益力を重視します。



本業による収益力が重要です！



事例 15

事例：土木建設業者Y社(借入残高20億円)

概況：官庁工事主体(約70%)に取り組む地場の土木建設業者。

- ☹️ 公共工事の低迷などから、売上は前期比横ばいである。
- 😊 株式投資の失敗による金利負担もあり每期わずかな黒字にとどまっているが、本業では一定の収益が出ている。
- ☹️ 株式等の含み損を加味すると実質債務超過は多額なものとなっている。
- ☹️ Z銀行からの借入金は、金利のみの支払いで期日一括返済を繰り返しているなど、元本返済猶予状態である。

※ 別冊事例15



評価

- ☹️ Y社は、株式等の含み損を加味すると実質債務超過である。
- 😊 今後の受注見込等に基づく本業による収益が見込める。
- 😊 株式等の売却により借入金を返済する。

以上のことから、経営再建の可能性が高いと判断されるならば、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

なお、本事例は、元本返済猶予状態にありますが、今後の経営改善が見通せるので不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

POINT 16

貸出条件や履行状況は実態により判断します

設備資金について、収益の減少による返済能力の低下から、元本返済の期日延長が行われている場合や、運転資金等が他の貸出金の元本や利息の返済に流用されている場合は、これらを踏まえて判断します。



返済期日の延長を繰り返している場合には、資金用途等により判断が異なることがあります！



事例 16

事例：土木建設業者a社（借入残高1億5千万円）

概況：主に官公庁発注の下請工事を行っている地場の小規模土木建設業者。

- ☹️ 売上高は每期ほぼ一定額を維持しているが、前期は受注が平均化せず、繁忙期の人件費の増加から経常損失を計上。
- ☹️ 借入金は期日一括返済の運転資金であるが、期日に返済できずに期日の延長を繰り返している。その内半分は、本社屋の設備資金であるが、業況悪化から定期的に返済する方法に切り替えられず、期日延長を繰り返している。
- 😊 財務内容はわずかな資産超過となっている。
- 😊 今期は業況の回復から黒字転換が見込まれ、延滞もない。

※ 別冊事例16



評価

- 😊 a社はわずかな資産超過であり、来期は黒字が見込まれる。
 - ☹️ 返済財源が不足しているため、実質的な元本返済猶予状態にある。
- 以上のことから、問題ないとまではいえず、注意が必要な貸出先と評価されます（経営破綻に陥る可能性は高くないと考えられます）。
- なお、設備資金を短期資金で賄っており、本来定期的に返済すべきものが、返済能力の低下から定期的に返済できず、期日延長を繰り返しているため、経営改善に向けた取組みを検討する必要があります。

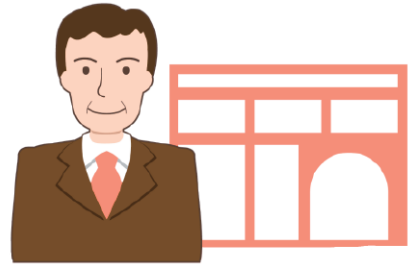
POINT 17

貸出条件や履行状況は実態により判断します

設備資金について、収益の減少による返済能力の低下から、各月の返済額を減額し、返済財源がないまま、最終期日にその分をしわ寄せしている場合は、これらを踏まえて判断します。



企業の返済能力は、重要な判断ポイントです！



事例 17

事例：賃貸ビル所有個人事業者b氏（借入残高4億8千5百万円）

概況：賃貸ビル（築16年前後）2棟を所有している個人事業者。

- ☹️ 当該ビルは、立地条件の悪さからテナントの入居率が不安定で、賃料入金の遅れが度々発生している。
- ☹️ 景気低迷により、テナント料の引下げを余儀なくされ、賃料収入は年々減少傾向にある。
- ☹️ 直近2年間は当初の元本の定期返済額を大幅に減額し、かつ最終期日に減額分を一括して返済する条件変更を実施している。
- 😊 決算書上において赤字が発生していない。

※ 別冊事例17



評価

- 😊 現在、元本・利息ともに延滞なく返済されている。
- ☹️ 収益力の低下により当初の返済額に比べて返済財源が不足しており、支払える額まで返済額を減額しているうえに、最終期日の一括返済財源の当てがいない。

以上のことから、問題ないとまではいえず、注意が必要な貸出先と評価されます（経営破綻に陥る可能性は高くないと考えられます）。

なお、借り手の返済能力に問題が生じたことに伴う条件変更であり、経営改善に向けた取組みを検討する必要があります。

POINT 18

貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合があります

・借手手を支援するため、金利の引下げ、金利・元本の支払猶予、返済期限の延長、債権放棄などの借手手に有利な条件変更を行った貸出金は原則不良債権(貸出条件緩和債権)になります。

・ただし、信用リスクに見合った金利が確保されていれば、「借手手に有利な条件変更」にならないため、不良債権にはなりません。

・在庫処分などにより返済財源が確保されている場合には、その分信用リスクが低くなっていることから、「信用リスクに見合った金利」が低くなるため、貸出金利が低くても不良債権にはなりません。

※ 信用リスク・・・借手手が倒産するなどして、貸出金が返済されないリスク。

在庫処分等により返済財源が確保されていれば、条件変更を行っても不良債権にはなりません！



事例 18

事例：建設業者c社(借入残高4億4千8百万円)

概況：大手住宅建設業者の下請工事を主に、個人一般木造住宅のほか、一般建設も手掛けている。

- ☹️ 大手住宅建設業者からの受注工事が主なことから安定した受注量はあるものの、建設業者のコスト削減の影響を受け、3期前から赤字を計上している。
- ☹️ 5年前に銘木の仕入れ資金の融資を受けたが、銘木を使用した新規の大規模住宅の受注の減少により、在庫資金名目の運転資金については、現状、返済財源が確保できないため、元本の返済期日について、6ヶ月間延長を繰り返している。
- 😊 在庫の銘木について、その価値が毀損している事実はなく、在庫処分による返済実績もあることから、同業者への在庫処分を実施することにより、返済に充てたいとしている。

※ 別冊事例18

評価

- ☹️ 売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後、短期間での業況改善が見込めない。
- ☹️ 元本の返済期日について、実質、条件変更を行っている状態である。
- ☹️ 在庫資金名目の運転資金については、在庫の処分により全額回収するもので、在庫処分による返済実績を勘案すれば返済財源は确实と見込まれる。

以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

なお、本事例は、実質、条件変更を行っていますが、貸出金については、返済財源が確保されていることから、信用リスクが低くなるため、貸出金利は信用リスクに見合った金利を上回っているため、不良債権にはなりません。

POINT 19

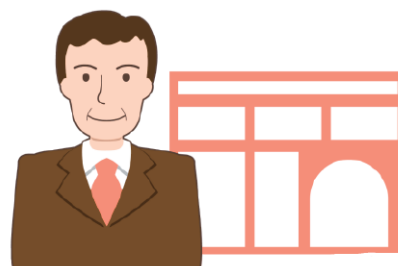
無担保・無保証の短期継続融資で運転資金を借りることも可能です。

- ・正常運転資金に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題ありません。
- ・「短期継続融資」は、無担保・無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には、債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得ます。
- ・正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」とされているが、業種や事業によって様々であり、また、ある一時点のバランスシート
の状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも
重要です。

(知ってナットクP16参照)。



金融機関は、運転資金の範囲を
借り手の業況等に合わせて柔軟に
検討する必要があります。



事例 19

事例：組立て式家具の製造・卸売業者d社

概況：地元のホームセンターを中心に組立て式家具の製造・卸をしている。

- ☹️ アジア製の廉価品に押され、前期決算では売上げ高が前々期比40%減程度まで落ち込んでおり、決算書上の数値から機械的に算出される正常運転資金は大幅に減少している。
- 😊 廉価品に比べたd社の製品の質の良さが見直され、今期は前々期並の売上を確保できる見通し。

※ 別冊事例20

評価

- 😊 e銀行は、d社から提出された直近の試算表や、今期の業績予想、資金繰り表、受注状況を示す注文書を確認・検証し、d社の製造現場や倉庫の状況及びホームセンターの販売状況を調査し、d社の製品に優位性が認められることが確認できた。
- 😊 正常運転資金の算出については、債務者の業況や実態の的確な把握と、それに基づく今後の見通しや、足元の企業活動に伴うキャッシュフローの実態にも留意した検討が必要。以上のことから、d社に前々期と同額の短期継続融資の書替えを実行しても、正常運転資金の範囲内として、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられます。

POINT 20

貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合があります

- ・信用リスクに見合った金利が確保されていれば、「借り手に有利な条件変更」にならないため、不良債権にはなりません。
- ・融資に保証や担保等が付されている場合には、その分信用リスクが低くなっていることから、「信用リスクに見合った金利」が低くなるため、貸出金利が低くても不良債権にはなりません。

信用保証協会等の保証や担保により融資が保全されている場合には、条件変更が行いやすくなっています！



事例 20

事例：製本個人事業者f氏（借入残高7千5百万円）

概況：中小出版社を主に取引先とする製本業。代表者、その妻及び代表者の妹の3人で営む個人事業。g信用組合は、工場建設等の開業資金に応需し取引を開始（貸出金1億円、期間20年、金利3.5%、全額信用保証協会100%保証付）。

- ☺ 開業後、手堅い仕事ぶりが認められ徐々に取引先を開拓し順調に推移してきた。
- ☹ 景気低迷や若者の活字離れなどから、受注の減少や受注単価の切り下げによる採算割れの仕事が増加し、売上は2期連続低下。資金繰りが悪化しており、預金の取り崩しや代表者の妻や妹の給与を切り詰めて借入金を返済してきた。
- ☺ f氏は、返済金額を軽減し最終返済期限を当初よりさらに10年延長する条件変更をg信用組合に要請。g信用組合及び信用保証協会は要請に応じた。

※ 別冊事例22



評価

- ☹ 売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みがない。
 - ☺ 貸出金は、信用保証協会の100%保証であり、信用リスクが極めて低い。
 - ☺ コスト削減、売上増加等に努めており、返済についても延滞は発生していない。
- 以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます（問題ないとまではいえず、注意は必要です）。
- なお、本事例は、条件変更を行っていますが、貸出金は、全額信用保証協会の100%保証であり、回収は確実であることから、信用リスクが低くなるため、貸出金利は信用リスクに見合った金利を上回っているため、不良債権にはなりません。
- ※ 2007年10月以降、信用保証協会保証については、原則残高の80%保証になっています（緊急保証は100%保証です）。

POINT 21

貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合があります

- ・信用リスクに見合った金利が確保されていれば、「借り手に有利な条件変更」にならないため、不良債権にはなりません。
- ・代表者等に資産提供意思がある場合には、その分信用リスクが低くなっていることから、「信用リスクに見合った金利」が低くなるため、貸出金利が低くても不良債権にはなりません。

代表者等が企業を支援する意思がある場合には、代表者等の預金や不動産等の財産も、企業の返済能力に加えて判断を行います！



事例 21

事例：老舗和菓子製造販売業者h社（借入残高1億2千万円）

概況：地元デパートでの販売の他、観光客を主な顧客とした多店舗展開（3店舗）を図っている。

- ☹️ 観光客相手の土産物を中心に売上が減少していることに加え、取引先の倒産の影響もあり、3期前から赤字転落、今期は債務超過に陥っている。
- 😊 h社は、業績の悪化から返済が困難なため、不採算店舗の閉鎖や取引先の選別などによる黒字化を織り込んだ収支計画を策定し、i信用金庫に対して、返済額を大幅に減額し、かつ最終期日に減額分を一括して返済する条件変更を要請し、i信用金庫も代表者の信用力を勘案し要請に応じた。
- 😊 条件変更を行った店舗開業資金は、担保不動産で6割が保全されている。
- 😊 代表者は、事業以外の負債は有しておらず、担保に提供していない土地等の遊休不動産を5千万円程度有している（事例集P2、知ってナットクP8参照）。

※ 別冊事例23



評価

- ☹️ h社は、今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもない。
- 😊 黒字化を織り込んだ収支計画を策定している。
- 😊 代表者が企業を支援する意思があり、返済に十分な資産がある。

以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます（問題ないとまではいえず、注意は必要です）。

なお、本事例は、条件変更を行っていますが、貸出金については、不動産担保及び代表者の私財提供により返済財源は確保されていることから、信用リスクは低くなるため、貸出金利は信用リスクに見合った金利を上回っているため、不良債権にはなりません。

※ 収支計画等が策定されている場合には、仮に信用リスクに見合った金利が確保されていなくても、計画が実現可能性の高いものであれば、不良債権にはなりません（事例集P23、リーフレット「中小企業の皆様へ」参照）。

POINT 22

貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合があります

- ・信用リスクに見合った金利が確保されていれば、「借り手に有利な条件変更」にならないため、不良債権にはなりません。
- ・条件変更を行った時点では不良債権に該当している場合であっても、その後、経営改善が進むことにより信用リスクが低下し、貸出金利が「信用リスクに見合った金利」を上回るようになれば、その後は不良債権にはなりません。

条件変更を行っていても、借り手の状況が好転し、信用リスクが低下すれば不良債権にはなりません！



事例 22

事例：老舗靴小売店j社（借入残高2億3千万円）

概況：地元に本社を置く老舗の靴小売店。

- ☹️ 売上が減少するとともに、量販店の進出の影響もあって、大幅な経常赤字を余儀なくされていた。
- 😊 3年前に、後継者である長男が長年の不良在庫を一掃し、海外の人気ブランドを中心とする売り場を中心とした営業に切り替えた。
- 😊 j社は、返済金額を軽減し最終返済期限を当初より7年程度延長する条件変更をk信用金庫に要請し、k信用金庫は要請に応じた。
- ☹️ 当年度のj社の状況は、赤字体質から脱却できる状況となったが、債務超過の解消には、今後10年を有する状況にある。
- 😊 担保により債務の半分程度は、保全されている状況にある。

※ 別冊事例24



評価

- ☹️ 条件変更前の状況に回復せず、大幅な債務超過の解消には長期間有する。
- 😊 赤字体質から脱却し、j社の状況は好転している。

以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます（問題ないとははいえず、注意は必要です）。

なお、本事例については、条件変更を行っていますが、貸出金については、j社の状況が好転していることから、信用リスクが低くなるため、貸出金利は信用リスクに見合った金利を上回っているため、不良債権にはなりません。

※ 赤字体質を脱却し、10年程度で債務超過の解消が見込まれている場合には、貸出金利が信用リスクに見合った金利を上回っていても、実現可能性の高い経営改善計画が策定されていると考えられるので、不良債権にはなりません（事例集P23、リーフレット「中小企業の皆様へ」参照）。

POINT 23

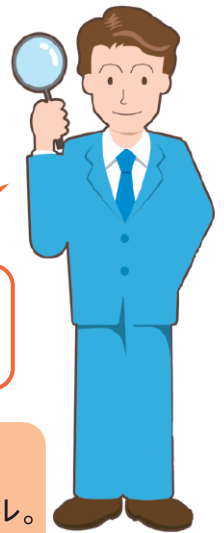
貸出条件の変更を行っても不良債権にならない場合があります
・経営改善計画を策定していれば、不良債権にはなりません。
・「計画」を策定できない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば「計画」がある場合と同じように取り扱います(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

※ 経営改善計画の要件

- ・経営が改善するまでの期間が原則5年以内であること(進捗状況が良好な場合は10年まで)。
- ・経営改善計画の実現可能性が高いこと。



経営改善は、計画を立てること以上に具体的な実践も重要です！



事例 23

事例: ホテル業者I社(借入残高5億円)

概況: 地元では数少ない多彩な装置を有する結婚式場を併営するホテル。

☹️ 価格設定が高いこともあり、景気の低迷や近郊への競合店の進出等により、売上、利益とも伸び悩んでいる。経営状況は大幅に悪化し、有利子負債も重く、実質債務超過である。

😊 I社は、中小企業再生支援協議会の支援のもと、価格設定の見直し、経費削減等による事業面、債務の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入、既存借入金の元本の返済期限の延長など財務面での改善による経営改善計画を策定し、これらの計画の実施により、5年程度で特段の問題のない貸出先となる見込みである。

※ 別冊事例25



評価

☹️ I社は経営状況が大幅に悪化し、実質債務超過である。

😊 5年後に特段の問題のない貸出先となる経営改善計画を策定している。

以上のことから、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価されます(問題ないとまではいえず、注意は必要です)。

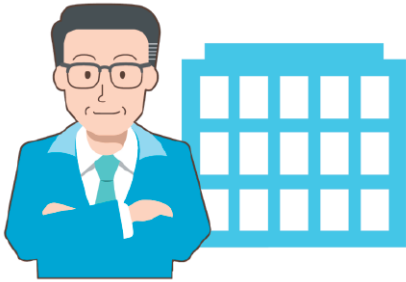
なお、本事例については、条件変更を行っていますが、貸出金については、経営改善計画が策定されているので、不良債権にはなりません(リーフレット「中小企業の皆様へ」参照)。

ただし、今後、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回った場合には、計画の要件を満たすような見直しを行わない限り、再び不良債権となることもあります。

POINT 24

中小企業の特徴を踏まえ、柔軟に判断します

- ・中小企業の財務状況や貸出状況を大企業と同じように評価せず、中小企業の特徴に留意し、柔軟に判断します。
- ・自己資本が小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面があることを踏まえて判断します。
(知ってナットクP7参照)



実情に即した柔軟な判断が必要です！



事例 24

事例: 水産加工業者m社(借入残高1億円)

概況: 漁業・水産加工業が盛んな地域において、水産加工品を製造している。地域の村おこしの一環として、地域の漁業者、水産業者が共同出資で、「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設した。施設建設に際して、m社は、n信用金庫からの借入金2千万円と自己資金1千万円の計3千万円を出資した。

- ☹️ 台風上陸によって、「浜辺の市」は壊滅的な打撃を受けた。
- ☹️ m社は当該出資について、減損処理(「浜辺の市」への出資の帳簿価格を実態にあわせて減額)したため、当年度の決算状況は、赤字計上を余儀なくされ、債務超過に陥った。
- 😊 m社自身は台風の影響をほとんど受けておらず、またm社の売上に占める「浜辺の市」の割合は数%に過ぎず、本業は順調に推移している。

※ 別冊事例28



評価

- ☹️ m社は赤字を計上し、債務超過の状況。
- 😊 原因は一時的かつ外部的な出資金の減損処理によるもの。
- 😊 m社の業況は、変わりなく順調。

以上のことから、回復が十分見込めるので、特段の問題のない貸出先と評価されます。

お問い合わせ先

金融庁検査局審査課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1173	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-206-9765
北陸財務局	076-292-7840	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2475	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		

中小企業等金融円滑化相談窓口

- ・ 金融円滑化に関するさまざまなご質問やご相談にお答えいたします。助言等も積極的に行います^(※)。
 - ・ ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
- ※ ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

■ 各財務局・財務事務所の相談窓口(受付時間:平日9:00~16:00)

◎ <u>北海道財務局</u>	011-729-0177	◎ <u>東海財務局</u>	052-687-1887
・ 函館財務事務所	0138-23-8445	・ 岐阜財務事務所	058-247-4113
・ 旭川財務事務所	0166-31-4151	・ 静岡財務事務所	054-251-4321
・ 釧路財務事務所	0154-32-0701	・ 津財務事務所	059-225-7223
・ 帯広財務事務所	0155-25-6381	◎ <u>近畿財務局</u>	06-6949-6530
・ 小樽出張所	0134-23-4103	・ 大津財務事務所	077-522-4362
・ 北見出張所	0157-24-4167	・ 京都財務事務所	075-752-1419
◎ <u>東北財務局</u>	022-263-9622	・ 神戸財務事務所	078-391-6943
・ 青森財務事務所	017-722-1463	・ 奈良財務事務所	0742-27-3163
・ 盛岡財務事務所	019-625-3353	・ 和歌山財務事務所	073-422-6143
・ 秋田財務事務所	018-866-7117	◎ <u>中国財務局</u>	082-221-9331
・ 山形財務事務所	023-625-6295	・ 鳥取財務事務所	0857-26-2338
・ 福島財務事務所	024-535-0320	・ 松江財務事務所	0852-21-5233
◎ <u>関東財務局</u>	048-615-1779	・ 岡山財務事務所	086-223-1133
・ 水戸財務事務所	029-221-3195	・ 山口財務事務所	083-923-5085
・ 宇都宮財務事務所	028-346-6302	◎ <u>四国財務局</u>	087-812-7803
・ 前橋財務事務所	027-896-2001	・ 徳島財務事務所	088-654-6202
・ 千葉財務事務所	043-251-7214	・ 松山財務事務所	089-941-7185
・ 東京財務事務所	03-5842-7014	・ 高知財務事務所	088-822-4323
・ 横浜財務事務所	045-681-0933	◎ <u>九州財務局</u>	096-353-6352
・ 新潟財務事務所	025-281-7504	・ 大分財務事務所	097-532-7107
・ 甲府財務事務所	055-253-2263	・ 宮崎財務事務所	0985-44-2735
・ 長野財務事務所	026-234-5125	・ 鹿児島財務事務所	099-226-6155
◎ <u>北陸財務局</u>	076-208-6711	◎ <u>福岡財務支局</u>	092-433-8066
・ 富山財務事務所	076-405-6711	・ 佐賀財務事務所	0952-32-7177
・ 福井財務事務所	0776-25-8236	・ 長崎財務事務所	095-825-3177
		◎ <u>沖縄総合事務局</u>	098-866-0095

注) 財務事務所においては、理財課等の外線番号を使用している場合がございます。

■ 金融庁の相談窓口(受付時間:平日10:00~17:00)

金融庁においても、以下の相談窓口を設置しております。

◎ <u>金融円滑化ホットライン</u>	0570-067755 / 03-5251-7755
◎ <u>金融サービス利用者相談室</u>	0570-016811 / 03-5251-6811

※ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。